

大槌町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)

平成 31 年 2 月 26 日

大槌町農業委員会

1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。)の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として明確に位置付けられた。

大槌町(以下「町」という。)の農業は、狭小かつ傾斜地に散在する中山間地域であり、大規模な土地利用型農業には恵まれていない。また、農業従事者の高齢化が年々進み、結果として遊休農地増加の引き金となっている状況にある。遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

これらを踏まえたうえで、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下、「推進委員」という。)が連携し、農地等の利用の最適化を一体的に進めることができるよう、法第 7 条第 1 項に基づく大槌町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方針を以下のとおり定めるものとする。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定)で「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」を図るとされたことから、そこに合わせて平成 35 年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2993 号農林水産省経営農地政策課長通知)に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

2 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成 30 年 3 月)	366ha	2.2ha	0.6%
3 年後の目標 (平成 33 年 3 月)	358ha	1.9ha	0.5%
目 標 (平成 36 年 3 月)	351ha	1.6ha	0.4%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方針

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

1) 農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と、同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について、管内を3地区に区分し、担当区域の農業委員と推進委員が連携しながら協議・検討を行い、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

2) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

3) 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地情報ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現状に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

3 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用の集積

	管内農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成30年3月)	366ha	66.9ha	18.3%
3年後の目標 (平成33年3月)	358ha	77.4ha	21.6%
目 標 (平成36年3月)	351ha	87.9ha	25.0%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

①地域における農業者等の話し合いについて

- 1) 農業委員及び推進委員は地域農業マスタープランの地域ごとの検討メンバーとして話し合いに積極的に参画し、地域農業が抱える諸問題の解決等に主体的に取り組む。
- 2) 特に担い手への農地の利用集積・集約化を促進しようとする地区がある場合は、重点地区として設定し、集中的に活動する。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

管内の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ないまたは受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

4 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人)	新規参入者数(法人)
現 状 (平成 30 年 3 月)	0 人 (0ha)	0 法人 (0ha)
3 年後の目標 (平成 33 年 3 月)	3 人 (0.9ha)	0 法人 (0ha)
目 標 (平成 36 年 3 月)	6 人 (1.8ha)	0 法人 (0ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れや意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②農業委員会のフォローアップ活動について

- 1) 農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等を促進する。
- 2) 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。